

鳴沢村景観条例

目次

- 第1章 総則(第1条－第6条)
- 第2章 良好な景観形成の推進
 - 第1節 景観計画(第7条－第9条)
 - 第2節 景観計画区域内における行為の制限(10条－16条)
 - 第3節 景観重要建造物等(第17条－第21条)
- 第3章 審議会(第22条－第24条)
- 第4章 雑則(第25条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく景観計画の策定及びその他必要な事項を定めることにより、村、村民、事業者及び来訪者の協働による景観形成を進め、もって、景観計画の基本理念に掲げる「豊かな自然と観光・暮らしが調和した景観づくり」の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観形成 良好な景観を保全、育成、活用若しくは創出すること又は現に存在する景観を改善することをいう。
- (2) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。
- (3) 景観計画区域 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。
- (4) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する建築物及び規則で定める工作物をいう。
- (5) 屋外広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (6) 来訪者 二地域居住者、別荘所有者、観光客及びその他多様な来訪者をい

う。

- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及びこれに基づく法令において使用する用語の例による。

(村の責務)

第3条 村は、この条例の目的を達成するために必要な施策の推進に努めるものとする。

- 2 村は、規定する必要な施策の推進にあたっては、村民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。
- 3 村は、村民及び事業者の景観形成に関する意識を啓発し、景観形成に資する活動の支援に努めるものとする。
- 4 村は、景観に影響するまちづくり施策に関する計画を策定し、これを実施するときは、景観形成に十分配慮するとともに、景観形成に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(村民の責務)

第4条 村民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、景観の形成に関する意識を高めるとともに、互いに協力して、景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

- 2 村民は、村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動における建築物等が、地域の景観に大きな影響を及ぼすことを認識し、その事業活動にあたっては、良好な景観の形成に努めるものとする。

- 2 事業者は、村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(来訪者の協力)

第6条 村の区域内に別荘等を有する二地域居住者は、第4条に規定する村民の責務と同等の役割を果たすよう努めなければならない。

- 2 来訪者は、自らのマナー向上に努め、村の目指す景観形成に対して理解と協力に務めなければならない。

第2章 良好な景観形成の推進

第1節 景観計画

(景観計画の策定及び変更)

第7条 村長は、良好な景観形成を総合的に進めるため、景観計画を定めるものとする。

2 村長は、景観計画を定めたときは、その旨を公示し、公衆への縦覧のほか、当該景観計画の周知のために必要な措置を講ずるものとする。

3 景観計画を変更する手続きについては、法第9条に規定する手続きのほか、第22条に規定する鳴沢村景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(景観計画区域)

第8条 景観計画区域は、村の全域とする。

(景観形成重点地区の指定)

第9条 村長は、先導的かつ、重点的に景観形成を図る必要があると認める地区のうち、景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 村長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該地区の住民等の意見を聴かなければならない。

3 村長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 村長は、重点地区を指定したときは、これを公表しなければならない。

5 第1項から第4項までの規定は、重点地区の指定の変更及び解除について準用する。

第2節 景観計画区域内における行為の制限

(届出を要する行為)

第10条 法第16条第1項に規定する届出を要する行為（以下「届出対象行為」という。）は、別表1に定める行為とする。

2 前項の規定に関わらず、重点地区における届出対象行為を定めたときは、当該重点地区の届出対象行為によるものとする。

3 届出対象行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を村長に届け出なければならない。

4 前項の規定により行為の届出をした者が、当該届出に係る行為の内容を変更しようとする場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ村長に届け出なければ

ばならない。

(届出を要しない行為)

第11条 法第16条第7項第11号に規定する届出を要しない行為は、別表2に定める行為とする。

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為のうち、同項の規定による届出を要する行為(第11条に規定するものを除く。)とする。

(景観形成基準への適合)

第13条 法第16条第1項各号に掲げる行為を行おうとする者は、建築物等又は開発行為等が景観計画で定める景観形成基準に適合するものにしなければならない。ただし、村長が審議会の意見を聴いた上で、やむを得ないと認めたものはこの限りではない。

2 前項の規定に関わらず、重点地区における景観形成基準を定めたときは、当該重点地区の景観形成基準に適合するものにしなければならない。

3 第11条の規定による届出を要しない行為についても、景観計画で定める景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

(事前協議)

第14条 届出対象行為については、規則の定めるところにより、その行為の内容について村長と協議しなければならない。

(勧告又は命令)

第15条 村長は、法第16条第3項又は法第17条第1項若しくは第5項の規定に基づき、勧告又は命令をすることができる。

2 村長は、前項の規定による勧告又は命令をする必要があると認めるときは、緊急を要する場合を除き、審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第16条 村長は、前条第1項の規定による勧告又は命令を受けた者がその勧告又は命令に従わないときは、規則で定める事項を公表することができる。

第3節 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定)

第17条 村長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとする

ときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 村長は、景観重要建造物を指定したときは、所有者に通知するとともに、規則で定める事項を表示し、公表するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理義務)

第18条 法第25条第2項の規定による景観重要建造物の管理の方法の基準については、別に規則で定める。

(景観重要樹木の指定)

第19条 村長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 村長は、景観重要樹木を指定したときは、所有者に通知するとともに、規則で定める事項を表示し、公表するものとする。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の管理義務)

第20条 法第33条第2項の規定による景観重要樹木の管理の方法の基準については、別に規則で定める。

(景観重要公共施設の指定)

第21条 村長は、法第8条第2項第4号に規定する景観重要公共施設の指定をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 村長は、景観重要公共施設の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

第3章 審議会

(設置)

第22条 地方自治法（昭和22年法律第67条）第138条の4第3項の規定により、審議会を置く。

(任務)

第23条 審議会は、村長の諮問に応じ、良好な景観形成に関する重要事項その他村長が特に必要と認める事項について調査及び審議する。

(組織等)

第24条 審議会は委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 各種団体の代表者等
 - (3) 村議会議員
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他村長が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 この章に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、規則に定める。

第4章 雑則

(その他)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に着手されている建築行為等については、なお従前の例によるものとし、第10条に規定する行為の届出は必要ない。

別表1 届出対象行為(第10条関係)

暮らし・リゾート景観形成地域

行為の種類		届出を必要とする行為の規模	
建築物	新築、改築、増築又は移転	高さ13m又は建築面積が1,000㎡を超えるもの(増改築については行為後の規模とする)	
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ13m又は建築面積が1,000㎡を超えるもので、かつ、変更部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ3mを超えるもの
		電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ20mを超えるもの
		煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ15mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ15m又は築造面積1,000㎡を超えるもの
		太陽光発電施設の類	モジュールの合計面積が10㎡を超えるもの(ただし、床面積250㎡以下の住宅に設置する場合を除く)
開発等の行為	土地の形質の変更	行為面積1,000㎡を超えるもの又は高さ5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積1,000㎡を超えるもの又は高さ5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした伐採面積300㎡を超えるもの	

山岳景観形成地域

行為の種類		届出を必要とする行為の規模	
建築物	新築、改築、増築又は移転	高さ10m又は建築面積が10㎡を超えるもの(増改築については行為後の規模とする)	
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ10m又は建築面積が10㎡を超えるもので、かつ、変更部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ1.5mを超えるもの
		電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ15mを超えるもの
		煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ5mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ5m又は築造面積10㎡を超えるもの
		太陽光発電施設の類	モジュールの合計面積が10㎡を超えるもの(ただし、床面積250㎡以下の住宅に設置する場合を除く)
開発等の行為	土地の形質の変更	行為面積300㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積300㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ1.5m又は面積100㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした伐採面積300㎡を超えるもの	

別表2 届出を要しない行為(第11条関係)

暮らし・リゾート景観形成地域及び山岳景観形成地域共通

- | | |
|---|---|
| 1 | 第10条に定める届出を要する行為の規模に満たない行為 |
| 2 | 自然公園法第10条の認可等を受けた公園事業の執行として行う行為、同法第20条又は第21条の認可等を受けて行う行為 |
| 3 | 景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為 |
| 4 | 建築物や工作物で、外観の変更を伴わない改築 |
| 5 | 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為 |
| 6 | 山梨県文化財保護条例又は鳴沢村文化財保護条例に基づく許可又は届出が必要な行為 |
| 7 | 国又は地方公共団体が行う行為(ただし、通知は必要) |
| 8 | 非常災害のために必要な応急措置を行う行為 |